

# 第8期計画における介護給付の適正化に関する 取組と目標及び実績・自己評価について

安定的な介護保険運営を行うため、「受給者が真に必要とする過不足ないサービスを事業者が適切に提供するために、第8期介護保険事業計画では介護給付の適正化について重点的に取り組むべき事項として以下のとおり目標を定め、評価するための指標を設定しました。

## ①要介護認定の適正化

認定調査の直営化の維持

審査会に提出する案件の事前チェック等

## ②ケアプランの点検

市内居宅介護支援事業を単位として、年次的なケアプラン点検の実施

地域包括支援センターと連携したケアプラン作成の質向上及び評価等

## ③-1 住宅改修等の点検

現地調査の実施

事前申請、完了届の点検等

## ③-2 福祉用具購入・貸与 の点検

必要に応じた現地調査の実施

福祉用具購入・貸与利用者の事後調査の実施等

## ④縦覧点検・医療情報との突合

国保連合会に委託する帳票の確認等

国民健康保険レセプト点検員との連携

## ⑤介給付費通知

介護給付の適正化に関する取組と目標」の評価指標、実績及び事故評価

指標項目	要介護認定の適正化
目標値 (令和5年度時点)	全件職員が点検、認定調査員の直営
実績（見込）	全件職員が点検、認定調査員の直営
実施内容	介護認定審査会の審議前に認定調査及び主治医意見書の相違点等を職員が事前に確認を行い、調査員または医療機関へ照会しています。また、県外などの遠方でない限り、本市認定調査員が調査を実施する。
自己評価	概ね目標値のとおり
課題と対応など	介護認定審査会では、認定調査と主治医意見書との大きな相違等は事前に解消されているため、判定が困難な事例は減少している。 市職員による認定調査の実施を継続していくとともに、認定調査員内の情報共有及び近隣市町村との合同研修会に参加するなど要介護認定の適正化をはかる。

指標項目	ケアプラン点検数
目標値 (令和5年度時点)	年 50 件
実績（見込）	年 34 件 (令和4年度実績より見込を算出)
実施内容	居宅支援事業所から提出されたケアプランをもとに担当ケアマネージャーと市職員及び点検業務委託業者と個別に面接し、プランの内容確認及び質の向上をはかった。(事業所8か所・介護プラン20件・介護予防プラン14件・合計34件)
自己評価	概ね目標値のとおり
課題と対応など	引き続き、居宅介護支援事業所の担当ケアマネージャーとの面接によるケアプランの点検を実施し、ケアプランの質の向上及び介護給付の適正化をはかる。

指標項目	住宅改修等の点検
目標値 (令和5年度時点)	書面点検に加えて、年6回程度の現地調査
実績（見込）	書面点検に加えて、年6回の現地調査実施（令和4年度実績より）
実施内容	<p>住宅改修費償還払いの申請時では、原則工事着工前の事前申請を行いようになっている。担当ケアマネジャーの住宅改修に関する理由書と添付書類である見積書、図面または改修前の写真等と突合し、適正な住宅解消かどうか書面審査を全件行った。</p> <p>また、住宅改修費が高額である、または、他事業の補助対象である事例については、現地調査を行った。</p>
自己評価	概ね計画値のとおり
課題と対応など	引き続き、書面による事前点検を継続するとともに、現地調査を行う必要があると考える。

指標項目	福祉用具購入時の調査
目標値 (令和5年度時点)	全件書面点検
実績（見込）	全件書面点検
実施内容	福祉用具購入費償還払いの申請時において、対象者の認定調査票等をもとに心身の状況等と照らし合わせ、福祉用具が対象者にとって適正な介護給付であるか確認を行った。
自己評価	概ね計画値のとおり
課題と対応など	書面による点検だけでなく、現地確認を実施することにより、対象者の状態と福祉用具の使用目的及び方法が実際に合致しているか、事例によっては点検を行う必要があると考える。

指標項目	縦覧点検・医療情報突合
目標値 (令和5年度時点)	国保連への委託事業
実績（見込）	国保連への委託事業
実施内容	委託事業で行うことにより国保連合会の所有する医療情報と介護給付の情報を突合させることにより、効率的な点検作業を行い、介護給付の適正化をはかった。
自己評価	計画値のとおり
課題と対応など	委託事業で行うことにより、人員の省力化、時間の短縮及び点検の効率化をはかることができるため、引き続き国保連による点検業務を委託する。

指標項目	介護給付費の通知
目標値 (令和5年度時点)	年1回
実績（見込）	年1回
実施内容	介護サービスの受給者に対し、給付状況等を年1回通知する。 (令和4年度実績：年1回・通知件数 1,786件)
自己評価	計画値のとおり
課題と対応など	介護サービスの受給者本人に自身の利用状況等について再確認してもらうことはできた。ただし、介護給付の適正化に直接効果があらわれているか判断が難しいと考える。